

令和 8 年 8 月 2 8 日
入間東部地区事務組合消防本部

職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

所 属	東消防署ふじみ野分署
職名(階級)	主任(消防士長)
年 齢	35歳
性 別	男性
処分年月日	令和8年8月27日
処 分 内 容	懲戒処分 減給2か月 給料月額の10分の1

2 事案概要

令和7年10月1日から令和8年5月20日までの間、東消防署ふじみ野分署所属であった当事者が部下職員に対し、暴言を含む不適切な言動による指導等を行ったことにより、部下職員に精神的及び身体的苦痛を与えたものである。

3 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき懲戒処分を行ったものである。

4 再発防止対策

- (1) 法令及び服務規律の遵守を徹底する。
- (2) 全職員を対象とした職務倫理研修を実施する。

5 消防長のコメント

住民の生命、身体、財産を守るといった崇高な使命を遂行する消防職員がこのような行為を行ったことは、管内住民の信頼を著しく損なうものであり深くお詫び申し上げます。信頼回復に向けて法令及び服務規律の遵守を徹底し、再発防止に向け組織全体でしっかりと取り組んでまいります。

6 その他

言動の内容や被害者に関する詳細については、被害者のプライバシーを保護するとともに、二次被害の発生を防止する必要があることから、公表を差し控えさせていただきます。